

メディチ銀行の経営組織と拠点管理

橋本 寿哉

要旨

1397年にジョヴァンニ・デイ・ビッチ・デ・メディチによって創設されたメディチ銀行は、ヨーロッパ各地に拠点を設けて発展を遂げ、息子のコジモが1435年に行った再編によって、現代の持株会社形態の組織に近似した大規模商業組織として完成された。フィレンツェの本部組織は、メディチ家と共同経営者である総支配人との出資によって結成され、各地の拠点は、この本部組織と拠点責任者として任命された者との共同出資によって、それぞれ別個のコンパニーアとして設立された。また、現存する拠点組織の結成契約書からは、出資比率、利益分配比率、拠点運営、決算等に関して詳細な規定が行われていることがわかる。こうした先進的な組織構造と組織結成契約における詳細な取り決めによって、メディチ銀行では極めて合理的な経営管理が実現された。

1. はじめに

神を絶対視する中世キリスト教世界の精神的束縛から脱し、古代ギリシア・ローマの人間中心主義への回帰を目指す文芸復興運動としてスタートした「ルネサンス」と呼ばれる文化的・精神的革新の運びは、絵画、彫刻、建築等の芸術の分野にも及び、15世紀後半にその最盛期を迎える。イタリア中部に位置するこのルネサンスの中心都市フィレンツェには、多くの天才芸術家たちが集まり、その才能を存分に発揮して傑作と呼ぶにふさわしい数多くの芸術作品が作られた。これらの制作活動の多くは、この時期のフィレンツェの実質的な支配者であったメディチ家の支援によって行われたものであることは広く知られた事実である。

しかしながら、このような芸術家のパトロンとして、あるいはルネサンスを象徴する人文主義思想の擁護者としての文化的側面からの高い評価とは対照的に、これらの活動を成り立たせたメディチ家の経済・財政的側面については、その詳細が一般に知られておらず、また、正しい評価がなされているとは必ずしも言えない状況にある。王侯貴族の出ではなかったメディチ家は、銀行業を中心に独自に商業活動を展開することによって莫大な富を蓄え、これによってフィレンツェにおける政治的支配を進めるとともに、芸術家や人文主義者たちの活動を支えたのである。そうしたメディチ家の経済的活動は、現代の感覚からしても先進的で極めて合理性の高いものであり、特に、フィレンツェに本部を置いて、ヨーロッパ全域に拠点を配した大規模経営組織を築き、この組織を極めて進歩的な手法で管理したことは注目に値する。現代のグローバル企業の

原型をそこに見出すことも可能であり、近代経済社会の幕開けを告げ、現代にまでつながる革新が、商業活動上においても実現されていたと考えられるのである。

本稿では、メディチ家が構築した経営組織の概要とその先進性を検証するとともに、ブルージュに設置された拠点为例に、この拠点を一つの商業組織として成り立たせるために締結された「コンパニアー結成契約書」の分析から、メディチ銀行の拠点管理の実態を明らかにする。

2. メディチ銀行の経営組織

(1) 中世後期イタリアにおける商業組織の発達

中世後期イタリアの経済発展を先導したのは、十字軍の遠征を契機とする東方との海洋交易で発展を遂げたヴェネツィアやジェノヴァ等の海洋都市の商人たちであった。彼らは、資本を結集すると同時にリスク分散を図ることを目的に、「コンメンダ (commenda)」や「ソキエタス・マリス (societas maris)」と呼ばれる当座的な共同企業を結成して積極的に商業活動を展開した。これらは、出資者と実際に航海に出る商人との間で結成された一種のパートナーシップで、商人たちはこれらの共同企業を、航海ごと、あるいは商品ごとに同時平行で複数結成した。

その後、こうした東方との交易に刺激される形で、ヨーロッパ内部においても交易が盛になると、陸上交易に有利な通商路上に位置した北イタリア内陸都市が発達を見せ、当初、「ソキエタス・テラエ (societas terrae)」等の海洋都市で結成されたのと同じような当座的な共同企業の結成が見られた。しかし、13世紀後半以降、フィレンツェを中心に、長期的な存続を前提とした「コンパニアー (compagnia)」⁽¹⁾と呼ばれる共同企業が結成されるようになった。これは、陸上交易が、海洋交易に比べれば、比較的安定した環境において継続的に行うことが可能であったことに対応したもので、当初は親族の出資を中心に結成されたが、次第に外部者の出資も受け入れ、規模の拡大が図られていった。

コンパニアーの出資者は原則として労働力の提供も求められ、他の事業との掛け持ちは禁じられた。結成期間は通常2～3年、最長でも5年程度であったが、期間が満了すると、特別な事情がない限り、ほとんど同じメンバーと資本構成で再結成されることが一般的であったため、実質的には同一の共同企業が永続的に存在しているのと同じであった。また、各地に拠点を置き、ここに出資者の一人を派遣するか、拠点責任者として雇用した者を業務に当らせた。各拠点では、他にも多くの使用人が雇用されるのが常であった。

14世紀に入ると、ベルツィ商会、バルディ商会等の大商社が出現し、コンパニアーの本格的な発展が見られることとなる。これらの商社は、東方を含む各地に数多くの拠点を設けて活動したが、組織構成の面から見ると、いずれの商社も、各地の拠点を支店として設立し、本部とこれら支店を含めた全体が一つのコンパニアーとして結成されていた。その構造は、非常に厳格で堅固なものであったが、ある支店において重大な問題が発生すると、その影響が組織全体に及ぶという問題点もあった。

こうした事態の頻発に対応して、14世紀後半になると、中央の支配者が各地の拠点を支配す

る仕組みはそのまま保持しつつ、組織に柔軟性を与えるため、各地の拠点はそれぞれ別個の独立したコンパニーアとして設立されるようになった。それは、現代のグローバル企業が、世界各地に拠点を置く際、現地法人として設立するのと同じ発想に基づいていると言えるであろう。

こうした新しい取組みを積極的に行った事例としては、フィレンツェ近郊のプラートを本拠としたダティーニ商会を挙げることができる。このダティーニ商会は、フランチェスコ・デイ・マルコ・ダティーニ (Francesco di Marco Datini, ca.1335-1410) という商才あふれる一人の商人によって構築された商社組織で、ダティーニは各地の拠点を、その拠点の責任者として任命した者との共同出資によるコンパニーアとして設立した。その際、ダティーニの出資比率は常に高く設定され、彼の支配者としての圧倒的に有利な立場が確保されていたが、各拠点における具体的な業務の執行はすべて拠点責任者に委任した。ダティーニ自身は、拠点の業務に携わることなく組織全体の統括に専念したのであった⁽²⁾。

このように、14世紀末までに、コンパニーアという企業形態を用いて構成される商業組織は、今日の企業組織と比べても遜色がない程に発達を遂げたものとなっていた。それは、もはや商業活動を行うためだけの共同企業ではなく、高度な管理 (management) と統制 (control) を必要とする経営組織に他ならないものであった。こうした組織の発達は、15世紀のメディチ家の事業において、更なる進展を見ることになるのである。

(2)メディチ銀行の創設と発展

15世紀のフィレンツェにおけるメディチ家の発展を支えたメディチ銀行の創設は、ジョヴァンニ・ディ・ビッチ・デ・メディチ (Giovanni di Bicci de' Medici, 1360-1429) が、遠縁のヴィエーリ・ディ・カンビオ (Messer Vieri di Cambio) から引き継いだローマでの銀行業務の本拠地を、フィレンツェへ移した1397年とされる。この銀行は、メディチ家が政治的な理由によってフィレンツェから追放された後の1494年に破綻することになるが、約100年間の長期に亘って存続した商業組織は、当時としては極めてまれであった。これ程長期に存続し得たのは、その経営管理手法の先進性に負う部分が大きかったと考えられる⁽³⁾。

ジョヴァンニが創設した銀行組織は、当初、フィレンツェとローマの拠点のみで構成されていたが、1400年にナポリに、1402年にヴェネツィアにそれぞれ拠点を設けた⁽⁴⁾。ナポリの拠点は1426年に閉鎖されるが、同年にはジュネーヴにイタリア外では初めての拠点が設置されている。その他の都市では、契約によって代理人に業務を代行させたが、その後も拠点を順次開設していった。

また、早くも1402年には、銀行業以外に毛織物工業に進出している。更にその後、絹織物工業にも進出することになるが、15世紀のフィレンツェで発展を見せる織物工業の可能性を見据えて、メディチ家としても積極的な先行投資を行っていたことがわかる。

こうしてメディチ家の商業活動の基盤が固められるのと平行して、メディチ家のフィレンツェにおける政治面での存在感も日増しに大きなものとなっていった。

(3)コジモ・デ・メディチによる組織の刷新

メディチ銀行の創設者ジョヴァンニが1429年に亡くなると、銀行業を含めたメディチ家のすべては、コジモ（Cosimo, 1389-1464）とロレンツォ（Lorenzo, 1395-1440）の二人の息子が承継した。特に、メディチ家当主の地位を引き継いだ長兄のコジモは、商業活動だけでなく、フィレンツェにおける政治活動にもその卓越した能力を発揮し、芸術家の庇護、多くの建築事業の推進、巧みな外交による平和の維持等、フィレンツェの発展に大きな貢献を果たしたことから、その死後、「祖国の父（pater patriae）」と呼ばれた⁽⁵⁾。

フィレンツェでは、有力家系間の激しい政治的対立が繰り返されてきたが、新興のメディチ家はその気前の良さによって庶民の歓心を買ひ、支持を集めた。こうした状況に警戒感を強めた強敵アルビッツィ家の策略によって、1433年にコジモは国家転覆の汚名を着せられ、フィレンツェから10年間追放されることとなったが、市民のメディチ家に対する支持は強く、わずか一年で帰還し、その後、アルビッツィ一族を始めとする反対勢力を壊滅させ、フィレンツェにおける政治的権力を手中にするのである。こうした政治的な活躍の一方で、追放されている間も亡命先のヴェネツィアからヨーロッパ各地のメディチ銀行関係者と連絡をとり、商業活動の推進にも力を入れた⁽⁶⁾。

フィレンツェ帰還後の1435年に、コジモは、メディチ銀行の抜本的な組織再編を実行した。ヨーロッパ各地の王族を始めとする権力者らと関係を結び、彼らへの融資を始めとする金融取引の拡大を図るため、拠点網をますます積極的に拡大するとともに、これら全体をより効率的、効果的に支配・統括するための体制作りに取り組んだのである。

メディチ家の商業組織においては、メディチ家の当主等は「マッジョーレ（maggiori）」と呼ばれて最高位に置かれるとともに、マッジョーレに次ぐナンバー 2として総支配人（ministro）と呼ばれるポストが設けられ、メディチ家以外の有能な人材が登用された。この時、ローマの拠点責任者だったアントニオ・サルターティ（Antonio di Messer Francesco Salutati, 1391-1443）とジュネーヴの責任者だったジョヴァンニ・ベンチ（Giovanni d'Amerigo Benci, 1394-1455）の二人が総支配人として選任され、マッジョーレとの共同出資によって、フィレンツェに本部組織を設立した。そして、その後、各地にメディチ銀行の拠点を設立していくことになるが、その際、この本部組織と各拠点の「経営責任者（governatore）」として選任した者との共同出資で、それぞれを別個のコンパニーアとして結成したのであった。既にあったローマやヴェネツィア等の他、1442年にピサ、1446年にアヴィニヨン、1452年にミラノ等、矢継ぎ早に拠点を設け、事業規模の拡大を図っていった。

(4)持株会社形態の経営組織の形成

各地の拠点をそれぞれ別個のコンパニーアとして設立することは、既に14世紀後半から他のコンパニーアでも見られたが、コジモが築き上げたメディチ銀行の組織は、更にこれを発展させたものであったと言える。それは、ドウ・ルーヴァーが言うように現代の持株会社形態の組織に

極めて近いものであった⁽⁷⁾。資料1は、1451年時点のメディチ銀行の組織構造を示したものであるが、これは、まさに持株会社であるフィレンツェの本部組織によって、各地の拠点がそれぞれ地域別・事業別子会社として支配されている状況に他ならない。

ダティーニ商会では、フランチェスコ・ダティーニという一人の人物が、複数の拠点から構成される組織全体を支配、統括したが、メディチ銀行の場合は、フィレンツェの本部組織がすべてを統括し、この本部組織の共同経営者である総支配人が重要な役割を果たしていた。総支配人には、原則として、業務運営上のすべてが委任されており、重要事項についてマッジョーレと協議して決定する以外は、日々の業務遂行に関して承認を得る必要はなかった。拠点の運営方針を策定し、各拠点と連絡をとって具体的な指示を与え、そしてその成果をチェックする等の業務を通じて、組織全体を統括したのである。

このような本部における経営管理の仕組みは、その後も続けられ、メディチ家の当主が替わっても、また、総支配人の交替があっても、同様の体制が継続された。ダティーニ商会は、ダティーニの死とともにその終焉を迎えることになったのに比べ、メディチ銀行は、属人的な要素に頼ることなく、同質の有効な管理体制を維持し得る組織として構築されている点に、その先進性を認めることができるであろう。

各地の拠点についても、拠点責任者として選任した者と本部組織との共同出資によるコンパニーアの形をとって設立されていたため、様々な事態にも対応できる柔軟性を持ち、長期的な存続が可能なものとなっていた。

ヨーロッパ全体をカバーするメディチ銀行の拠点網は、他の商人や商社に対して優位に金融取引や商品売買取引を行うには極めて有効であった。当然そこでは、拠点間の連携が不可欠であり、それこそがメディチ銀行の強さの秘密であったが、独立採算制の下で各拠点はあくまでも自らの利益のために活動した。メディチ銀行の拠点同士の利害が対立することがないように調整を行うことは、本部組織の総支配人にとっての重要な業務の一つであったと考えられるが、基本的には、各拠点では、地域ごとの特性を活かして、あるいは拠点責任者の個性を尊重して、自由な商業活動を展開させたのである。

大規模商業組織の支配者としてのメディチ家は、今から500年以上前の15世紀中葉において既に、組織全体の効率的な事業展開を実現するには、力で支配するよりも、共同経営者として登用した各拠点責任者に大幅な権限委譲を行って自由に活動させる方が有効であることを、明確に認識していたのである。

3. メディチ銀行における拠点管理

(1)コンパニーア結成契約書と拠点管理の実態

メディチ銀行の各拠点の設立に当たっては、フィレンツェの本部組織と各拠点の責任者との間でコンパニーア結成契約書が締結された。

中世後期イタリアの商人たちは、高い法意識を持ち、商取引に関わるあらゆる事項を、契約書

等を始めとする文書に記録する習慣が一般化していたと言われる⁽⁸⁾。コンパニーアの結成契約書も、こうした当時の商人たちのメンタリティを反映して、コンパニーアの設立、運営、解散等のあらゆる事項についての詳細な規定を盛り込んで作成されるのが常であった。メディチ銀行の場合もその例外ではなく、現存するコンパニーア契約書のいずれにも、ぎっしりと細かい事項の記載が見られ、ほぼ同様の形式や内容で作成されていることから、契約書に規定された内容は形式的なものではなく、実際に遂行されたものであったと考えられる。従って、締結された契約書の記載内容の分析から、メディチ銀行の拠点がどのように運営・管理されたのか、その実態を知ることができると考えられる。

本章では、持株会社形態の組織構造構築後、メディチ銀行が最盛期を迎えていた1455年に締結されたブルージュの拠点のコンパニーア結成契約書を事例として採り上げ、その内容を分析する。

(2)ブルージュ・メディチ銀行のコンパニーア結成契約書（1455年）

北海から15キロ程内陸に入ったベルギー北西部に位置するブルージュは、11世紀以降の毛織物工業の発達により、ヘント（ガン）、イープルとともに、中世フランドル地方の三大都市の一つとして発展を遂げた。その後、イギリスや北海地域とヨーロッパ内陸部を結ぶ結節点としてヨーロッパ随一の国際交易拠点と呼ばれるまでに成長し、14世紀から15世紀前半にかけて、その最盛期を迎えることになる。この都市には、多くの外国商人たちが移り住み、広範な商品の取引が行われたが、中でもイタリア商人は、地中海交易を通じて張り巡らせた商業ネットワークや先進的な商業・金融技術によって、最も重要な役割を果たしていたと言われる。中でもフィレンツェの商人は、15世紀初頭までに、貿易、金融の両面で指導的な役割を演じるまでになった⁽⁹⁾。

メディチ銀行も、15世紀に入ってからブルージュでの交易事業に本格参入したが、当初、拠点は設置せず、代理人を通じて事業を展開した。しかし、債権の回収が滞る等、思うように事態が進展しなかったことから、1436年にベルナルド・ポルティナーリ（Bernardo Portinari, 1407-1455）がブルージュに送り込まれ、直接事業を展開することになった。1439年には、メディチ銀行本部とポルティナーリとの間で「アコマンダ（accomanda）」⁽¹⁰⁾が結成され、小規模ながらも初めてメディチ銀行の拠点がブルージュに設置された⁽¹¹⁾。ブルージュの拠点は、その後、取引先の債務不履行等の問題の発生により、ロンドン・メディチ銀行（1446年設立）の傘下に位置付けられたが、1450年に同拠点の責任者のジェロツォ・デ・ピーリ（Gerozzo de' Pigli）、新たにブルージュの拠点を任されたアンジェロ・ターニ（Angelo di Jacopo Tani）、そしてメディチ銀行本部の三者による共同出資でコンパニーアが設立され、独立した拠点として新たに活動が開始された⁽¹²⁾。

この時締結された契約は、メディチ銀行本部の総支配人であったジョヴァンニ・ベンチの死去による体制変更に伴って、1455年7月25日付けで修正が施されて改めて締結された。当初締結された契約書は現存していないが、この1455年に締結されたコンパニーア結成契約書は、その全文が完全な形で現存しており、そこには拠点の運営・管理に関する事項がこと細かく規定され

ている（資料2参照）。

契約書は、前文に続いて、19の条項から構成され、最後に契約主体である各人が、これらすべてを遵守することを誓約して終わっている。詳細な事項まで規定したこの契約書は、メディチ銀行の各拠点設立のために締結された契約書の典型例と捉えることができ、その具体的内容の検証から、メディチ銀行の拠点管理の実態が明らかになると考えられる。

(3)コンパニーアの基本事項と出資比率及び利益分配比率

本契約書の冒頭には、「神の名において」という宗教的文言とともに、契約が締結された日付と場所の記載が見られる。そして、これに続く前文において、契約主体が、メディチ家（コジモの息子ピエロとジョヴァンニ、ロレンツォの息子のピエルフランチェスコの3名）⁽¹³⁾、ジェロツツォ・デ・ピーリ、アンジェロ（契約書中では「アニョーロ」と記載）・ターニの三者であることが明記されている。そして、本契約の目的が、ブルージュでの交易及び金融活動を行うための共同出資によるコンパニーア結成にあり、その具体的な業務執行はターニに委任するという基本事項が記載されている。また、当コンパニーアの存続期間は、1456年3月25日から4年間とされている。

そして、契約書の第1項から第3項において、結成するコンパニーアの更に具体的な内容が規定されている。第1項は、コンパニーアの名称をPiero di Coximo de' Medici e Gierozzo de' Pigli e chonpagni（敢えて和訳すれば「ピエロ・デ・メディチ、ジェロツツォ・デ・ピーリとパートナーたち」とすることが定められているが、実際にこの拠点で業務に当たるアンジェロ・ターニの名前が見られないのは、ターニの立場がそれほど高くないことを示していると思われる。

また、同じ条項において、この拠点の活動に関連して、メディチ家の紋章を模った商標を使用すべきことが規定されている。この規定は他の拠点設立の契約書においても見られ、実際、メディチ銀行関連の文書や帳簿のあらゆる所にこの商標が付されているのを見ることができる。商標はあくまでもメディチ家のものであり、共同経営者としての拠点責任者に業務執行が委任されたとしても、銀行の真の支配者は、そのブランドも含めて、メディチ家以外の何者でもないことが示されている。

続く第2項において、契約主体三者の出資額が規定されている。資本金は、3,000リラ（通貨単位は、正確には「グロート」）とされ、このうち、メディチ家（メディチ銀行本部）が1,900リラ（出資比率63.3%）、ピーリが600リラ（同20%）、ターニが500リラ（同16.7%）を拠出することとされている。資本の拠出は、コンパニーアが開始されるまでに完了しなければならず、それが遅れた場合のペナルティも定められている。

第3項では、当コンパニーアが行う事業から得られる利益の分配についての規定である。コンパニーアの結成に当たっては、出資して実際に経営に当るパートナーには、労働の対価として俸給が支払われることはなく、得られた利益の一定割合が分配されることが一般的であり、分配割合は出資比率に従うことが通例であった。メディチ銀行の拠点が設立される場合、フィレン

ツェの本部組織は、直接の業務執行は拠点責任者に委任して出資のみを行うが、その出資比率は常に高く保たれ、持株会社としての支配は揺ぎないものとされる一方、拠点責任者として任命された者の出資比率は比較的強く抑えられていたが、利益分配については出資比率以上の分配を行う方針が採られていた。この第3項においては、利益1リラ(=20ソルディ)に対して、メディチ家(メディチ銀行本部)は12ソルディ(分配比率60%)、ピーリとターニはそれぞれ4ソルディ(同20%)を得ることとされた。ブルージュの拠点を監督する立場のロンドン・メディチ銀行のピーリは、出資比率と等しい利益分配となっているが、ブルージュにおける業務執行に従事するターニには出資比率以上の分配を約束しており、労働力の提供に報いるとともに、モチベーションを高める配慮がなされているのである。

こうした方針は、比率に若干の相違が見られるものの、メディチ銀行のすべての拠点において適用されており、また、フィレンツェの本部組織においても同様であった⁽¹⁴⁾。

このように、メディチ家は、共同経営者としての本部組織の総支配人や各拠点の責任者に対して、出資比率に比べて気前のいい利益分配を約束することによって、利益獲得への意識を高めたのである。最盛期のメディチ銀行各拠点の利益は莫大なものであったことから、モチベーションを高めるには十分過ぎる程のものであったと考えられる。

しかし一方で、メディチ家は決して支配のグリップを緩めてはいない。第11項には、当コンパニアの解散に関することが規定されている。ここでは、結成期間4年の間に、メディチ家(あるいはピーリ)の意向次第で、いつでも当コンパニアを終結することができることと規定されているのである。この規定も、メディチ銀行のあらゆる拠点において共通して見られる事項であり、実際に、拠点責任者の能力不足や問題行動によって、拠点業務に支障を来たす事態が見られると、マッジョーレは躊躇無くコンパニアを解散し、拠点責任者を解任した。ここでも、メディチ家による支配が絶対であることが示されている。

(4) 拠点運営に関する諸規定

拠点責任者であるアンジェロ・ターニが、実際にブルージュにおいて拠点を運営し、商業活動を展開するに当たって注意すべき事項が、契約書の多くの条項において規定されている。

第2項において触れられているように、すべての活動は、「商業取引上のよい習慣の要請に従って」行われるべきことが原則とされており、メディチ銀行では、各拠点に対して、強引な商法による荒稼ぎを強要している訳ではないことが理解される。あくまでも、ルールや慣習に従い、信用を高め、長期的な視点から利益の獲得を目指させたのである。

しかし、拠点責任者に、拠点における具体的な活動のすべてを自由に行なわせた訳では決してなかった。むしろ、その行動について詳細に規定したのである。まず、拠点責任者であるターニが、勝手に不適切な取引先に信用を供与したり、銀行に対する債務を負ったりすることが、第4項及び第5項で禁じられている。また、自分自身のために商取引することが固く禁じられるとともに(第6項)、サイコロやカードの遊び等に興じたり、女性を連れ込んだりすることを禁じて、業務に支障が出ないようにさせる規定まで見られる(第7項)。こうした規定に違反した

場合は、高額な罰金が課せられることが規定されており、ターニに対して適正、健全な拠点運営を意識付けていると言える。

更に、ターニは、取引上必要と認められた場所に赴く以外は、書面による許可なく、ブルー・メディチ銀行の任地から離れることが禁じられ（第12項）、業務に専念することが義務付けられている。また、一定額以上の商品（羊毛、毛織物）の買付けについては本部あるいはロンドンのピーリの書面による許可を必要とし（第13項）、また、商品輸送の際には、保険を掛けることが義務付けられ（第14項）、逆に保険の引受けを行なってはならないとされている（第15項）。これらは、ターニに拠点業務を委任しながらも、本部組織として、考えられる大きなリスクを未然に防ごうとする考えを窺わせるものである。

また、一定額以上の贈り物（あるいは賄賂）を個人として受取ってはならないとし（第16項）、自分自身や親族、友人の利益のために、拠点業務を強制させてはならないとする等、禁止事項が数多く規定されているのに気付かされる。

拠点における使用人の雇用に当たっても、ターニは勝手に採用することはできないとされており（第10項）、これは、拠点責任者であるターニが彼の意のままに動く者を雇用し、共謀して不正行為を行うリスクを防ごうとしたものであると考えられる⁽¹⁵⁾。

結局のところ、この契約書で規定されているのは、拠点責任者であるターニの活動について、その権限を制限することに他ならない。ターニは、単なる使用人以上の地位と権限を保有するものの、あくまでも本部組織に従属した存在であることを、これらの規定から知ることができる。しかし、ここに規定された範囲内であれば、ターニ自らの判断で取引等が行なわれる場面が多かったと考えられる。少なくとも、拠点で稼得した利益の一定割合を得ることが保証されている以上、拠点責任者として登用された立場としては、何の不満も感じなかったかもしれない。

(5) 経営管理手法としての複式簿記の採用と会計報告制度

契約書の数多くの条項において細かな運営規定を設けることによって、拠点の具体的な活動を本部組織が制御し得たとしても、その成果についても正確に把握しなければ、有効な管理が行われたとは言えないであろう。この点については、メディチ銀行では優れた会計システムが構築され、的確な管理が行われていた。契約書の第8項では、毎年3月24日付で帳簿を締め切って決算を行い⁽¹⁶⁾、その結果作成される「勘定残高 (conti saldi)」及び「ピランチオ (bilancio)」を本部に提出することが規定されているのである。

この規定には、具体的な会計手続きについての記載は見られないが、遅くともメディチ銀行では、コジモが組織再編を行った1435年以降、組織全体において、複式簿記によってすべての取引を記帳する実務が採用されていたと考えられる。各拠点では、毎年、決算書が作成され、これに勘定明細書等が添付され、他の報告書類とともに本部に提出された。これらが、上で言う「勘定残高」及び「ピランチオ」に相当するものであったと考えられるが、残念ながら、メディチ銀行の拠点で作成され、本部に提出された決算報告書類で現存しているものの数は極めて少なく、

ブルージュ・メディチ銀行で作成されたものは現存していない。しかし、現存する他の拠点で作成された決算報告書類においては、複式で記録された諸取引の集計結果が現在の貸借対照表と損益計算書に相当する計算書類としてまとめられており、かなり高度な実務が行なわれていたことがわかる⁽¹⁷⁾。各拠点の結成契約書において、決算に関して同じような規定が行なわれていることから、同様の実務がすべての拠点において実践されていた可能性は極めて高いと思われる。

複式簿記は、フィレンツェを中心とするトスカナ地方の商業実践の中で、14世紀末までにほぼ完成されていたと見られており⁽¹⁸⁾、メディチ銀行においても完成されたばかりの複式簿記を有効な経営管理手法の一つとして認識した上で、これを活用していたのである。こうした会計システムの下で、拠点責任者は正確な記録と計算が要請された。また、第8項の後半に規定されているように、本部から要請がある場合には、拠点責任者はフィレンツェに出向いて、提出された会計報告書類に関して詳細な説明を行うことが求められた。

メディチ銀行の会計システムは、今日の企業組織で行なわれているものと比べても遜色がなく、各拠点の会計責任を明確にするとともに、有効なガバナンス・システムとしても機能するものであったと考えられる⁽¹⁹⁾。

4. 結 語

メディチ銀行の組織構造とその管理体制は、現代の感覚からしても、極めて合理的で先進的なものであった。その有効性は、その後のメディチ銀行の繁栄ぶりからも知ることができる。コジモが組織再編に着手した1435年からその後の20年間に亘って組織は拡大を続け、出資者に莫大な額の利益分配が行われたが、その一部は追加資本として組み入れられて、32,000フィオーリーノであったメディチ銀行本部の資本は、1439年には44,000フィオーリーノ、1451年には72,000フィオーリーノまで増大した⁽²⁰⁾。

しかし、メディチ銀行は、コジモの晩年に既に繁栄の最盛期は過ぎていたと見られ、その後、銀行は3人のメディチ家当主に引き継がれていったが、一貫して衰退の道を辿ることになる。コジモの跡を継いだメディチ家の当主たちは、コジモが庇護した人文主義者たちから教育を受け、文化的な理解は深かったものの、実業家としての才能や経験に欠けていた。また、実質的に経営管理の任に当たる総支配人のポストにも必ずしも適切な人材が就いたとは言えず、各拠点に対する適切な管理が行われなかった⁽²¹⁾。その結果、銀行の経営状況は悪化し続け、遂に破綻へと至ったのである。

このような末路を見ても尚、メディチ銀行の組織についての高い評価は変わることはない。その組織構造や管理体制は、今日の企業組織のそれと比べても、何ら遜色がない程に発達を遂げたものであり、現代企業の原形になったと言っても過言ではない。

こうした組織を作り上げた中心人物であるコジモは、目立つことを嫌い、沈着冷静に考えて行動する伶俐な性格であったことで知られ、すべてにおいて合理性を追求した極めて近代的な考えをもった人物であったと評価される。それは、コジモ一人の特別な個性ではなく、時代の精神を反映したものであったと言えよう。そのような意味において、コジモが成し遂げた商業活動上の

革新も、近代経済社会の幕開けを告げるルネサンス的なものと評価することができる。

しかし、コジモが成し遂げた革新を、前時代の旧弊を打ち破った純粹に合理主義思考のみに基づいた極めて近代的なものと性格づけてしまつてよいのであろうか。

ルネサンスが花開いた15世紀のイタリアは、依然としてキリスト教の教義の強い影響の下にあり、現代のような精神的な自由が保障された状況にあつた訳では決してない。当時の契約文書や会計帳簿の冒頭には神へのことばが掲げられている他、本稿で見たブルージュ・メディチ銀行のコンパニーア結成契約書においても、コンパニーアが得る利益は「神が与え給うもの」とされており、この世の移り変わりは神の思し召しによるものであるとする一神教としてのキリスト教の考え方に、すべてが依然として縛られていることが理解できるのである。

コジモ自身も、自らが再建に尽力したサン・マルコ修道院に自分専用の僧坊を設けた他、メディチ家の邸宅内に壮麗なフレスコ画で飾られた礼拝堂を設ける等、キリスト教の信仰と無縁であつたとは言えない。むしろ、敬虔なキリスト教信者であつたと考える方が自然である。

しかしながら、そのような中世から続く精神的な制約の下にありながらも、革新が実現されたのは、新しい考え方が芽生えていた証拠でもある。商人層が力をつけていく中で、キリスト教の倫理と商いの理との矛盾に悩みながらも、彼らは自分たち独自の行動規範を作り上げていったのである。そこでは、世界と言うものは、たとえ直ちに、明白なかたちでそうならなくとも、最終的に合理的な法則に従つており、その世界において、人間は努力によって己の願うところを実現することができる、という信念が形成され、これに従つて、各人は個人の繁栄と幸福を目指したのである⁽²²⁾。

19世紀スイスの歴史家ヤーコブ・ブルクハルト (Jacob Burckhardt, 1818-1897) は、その著書『イタリア・ルネサンスの文化』によって、時代概念としてのルネサンスの認知、定着に大きな役割を果たしたが、彼のルネサンス観は、それまでの中世を暗黒時代と捉え、これとは断絶した合理主義に基づく近代の端緒と見なすものであつた。しかし、今日ではそのような単純化された見方は疑問視されており、むしろ中世からの連続性や中世から引き継がれたものの創造的変容という点が注目されている。メディチ銀行で見られた商業活動上の革新も、前時代の思考や実践と断絶したものと捉えるべきではなく、むしろ、中世からのキリスト教の教義等に強く影響された思考や世界観に、新しい考え方が加えられた上で実現されたものと見るべきである。メディチ銀行で見られた先進的な経営組織やその管理体制は、今日のグローバル経済社会において通用しうる普遍性をもつたものと評価することも可能であるが、それは、極めてヨーロッパ的な精神的伝統の中で生成したものであつたと言えるのである。

近代資本主義経済の限界が露呈し、企業のあり方に注目が集まる中で、今日の企業組織の原型がどのようにして生まれ、どのような性格をもつたものであるのかを知ることは、これからの世界の進むべき道を探るに当たって不可欠であると考えられる。今後の研究は、そうした点からも深められねばならないであろう。

注

- (1) *compagnia*は、ラテン語で「共にパンを食べる仲間」を意味する*cumpanis*に由来する。Cf. Lopez & Raymond [1955] p. 185.
- (2) ダティーニ商会の経営組織の発展過程については、橋本 [2011] を参照されたい。
- (3) メディチ家の代々の当主は、フィレンツェの政治的な動向と銀行経営とを完全に分離することはできなかったとしても、その政治的な力で私的な商業活動に介入し、自らの銀行組織を有利にさせようとするのはなかったとゴールズウェイトは指摘している。Cf. Goldthwaite [1987] pp. 24-25.
- (4) メディチ銀行では、当初より、ヨーロッパ各地に拠点を置く場合、それぞれ別個のコンパニーアとして設立したことから、本稿では「支店」とせず「拠点」と呼んでいる。
- (5) また、後に初代トスカーナ大公となるコジモ1世 (Cosimo I de' Medici, 1519-1574) と区別するため、「老コジモ (Cosimo il Vecchio)」とも呼ばれる。
- (6) 藤沢 [2001] 93頁。
- (7) De Roover [1963] p. 81.
- (8) 中世後期イタリア商人のこうしたメンタリティについては、清水 [1993] 及びSapori [1955] に詳しい。
- (9) 河原 [2006] 30-45頁。
- (10) 商品売買等の業務執行を委任するための一種のパートナーシップで、合資会社や有限責任組合 (limited partnership) に近い。業務執行パートナーと出資パートナーとの契約によって成立し、両者は事業から得られた利益を事前に定めた割合で得る権利をもつ。また、後者は出資額を限度とする有限責任のみを負うこととされた。フィレンツェでは、1408年にその結成を認める法令が制定されたが、それまでは、いかなる形態の企業組織であっても、出資者は無限責任を負うこととされていた。「アコマンディタ (*accomandita*)」「ソチエタ・イン・アコマンディタ (*società in accomandita*)」等とも呼ばれる。Cf. Edler [1934] pp. 20-22; De Roover [1971] p. 75.
- (11) メディチ銀行では、拠点を設ける際、事業規模や地域特性等によって、コンパニーアではなくアコマンダが結成されることがあった。
- (12) De Roover [1963] pp. 317-325, 338.
- (13) 実際には、フィレンツェのメディチ銀行本部による出資である。
- (14) 1435年の結成時の取り決めでは、アントニオ・サルターティとジョヴァンニ・ベンチはそれぞれ総資本の8分の1 (12.5%) ずつの出資に対して、利益は6分の1 (16.7%) ずつ得ることとされた。
- (15) De Roover [1963] p. 89.
- (16) 3月24日は、キリスト教の「受胎告知」の日で、フィレンツェではその翌日をもって新年号へ更改することとされていた。メディチ銀行では、フィレンツェ以外にある拠点も含めた組織全体において、3月24日をもって帳簿の締切り (決算) を行なっていた。
- (17) 現存する数少ないメディチ銀行の決算報告書類の中でも、作成された計算書、明細等の一式が完全に揃った唯一のものとされる1460年にミラノ・メディチ銀行で作成された報告書類については、橋本 [2009] 297-306頁において詳細な分析を行なっているので、参照されたい。
- (18) ここで言う複式簿記は、単に取引が貸借二面的に記録されるだけでなく、物財、人名勘定に加えて、収益、費用、資本等の名目勘定も含めた完全な勘定体系が存在し、その記録の集計によって、財政状態と経営成績を示す計算書のいずれもが作成され得る記帳体系を指している。1399年にバルセロナ・ダティーニ商会で作成された財務表から、この時期までにそのような条件を満たした実務が行なわれるようになっていたことが知られる。Cf. De Roove [1956] pp. 141ff.
- (19) Fazzini et al. [2008] p. 2098.
- (20) De Roover [1965] p. 471.

- (21) 特に、ジュネーヴ・メディチ銀行から呼び戻されて1463年に総支配人のポストに就いたフランチェスコ・サセッティ (Francesco Sasseti, 1421-1490) は、拠点管理の職務を怠り、拠点責任者が好き勝手に振舞う余地を与えてしまったとフローレンス・エドラーは指摘している。Cf. Edler [1943] p. 76.
- (22) Bec [1977] pp. 14-21. (西本訳 [1980] 21-31頁。) ベックは、「人文主義者達は、ある意味では、すでに経済的実務に携わっていた人々が直感的に捉えていたことを、徳目として成文化したに過ぎないような面もある」と、ルネサンスの精神の醸成に商人層が果たした役割の大きさを指摘している。

一次資料

Archivio di Stato di Firenze (ASF), Mediceo avanti il Principato (MAP), Filza n. 84, doc. 26, c. 55.

参考文献

- Bec, Christian [1977] *Le siècle des Médicis*, Presses Universitaires de France (Collection Que sais-je? N° 1696). (西本晃二訳 [1980] 『メジチ家の世紀』白水社文庫クセジュ。)
- De Roover, Raymond [1956] “The Development of Accounting Prior to Luca Pacioli According to the Account-books of Medieval Merchants,” in Littleton, A. C. and Yamey, B. S. eds., *Studies in the History of Accounting*, London, Sweet & Maxwell.
- [1963] *The Rise and Decline of the Medici Bank, 1397-1494*, Cambridge, Harvard University Press.
- [1965] “Cosimo de’ Medici come banchiere e mercante,” *Archivio Storico Italiano*, Anno CXXVIII.
- (Traduzione di Gino Corti) [1970] *Il banco Medici dalle origini al declino (1397-1494)*, Firenze, La Nuova Italia.
- [1971] “The Organization of Trade,” in Postan, M. M., Rich, E. E. and Miller Edward eds., *The Cambridge Economic History of Europe, Volume III: Economic Organization and Policies in the Middle Ages*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Edler, Florence [1934] *Glossary of Mediaeval Terms of Business, Italian Series 1200-1600*, Cambridge, The Mediaeval Academy of America.
- [1943] “Francesco Sasseti and the Downfall of the Medici Banking House,” *Bulletin of the Business Historical Society*, Vol. 17, No. 4.
- Fazzini, M., Fici, L. & Terzani, S. [2008] “Banco de’ Medici: The History of A Financial Holdings by Its Accountability System,” *12th World Congress of Accounting Historians, Congress Proceedings*, Vol. II, Istanbul, Association of Accounting and Finance Academicians.
- Goldthwaite, Richard [1987] “The Medici Bank and the World of Florentine Capitalism,” *Past and Present*, No. 114.
- Lopez, Robert S. & Raymond, Irving [1955] *Medieval Trade in the Mediterranean World: Illustrative Documents Translated with Introductions and Notes*, New York, Columbia University Press.
- Sapori, Armando [1955] “La cultura del mercante medievale italiano,” in id., *Studi di storia economica (Secoli XIII-XIV-XV)*, Vol. I, Firenze, G. C. Sansoni.
- 河原 温 [2006] 『プリュージュール・フランドルの輝ける宝石』中公新書。
- 清水廣一郎 [1993] 『中世イタリア商人の世界—ルネサンス前夜の年代記—』平凡社ライブラリー。
- 橋本寿哉 [2009] 『中世イタリア複式簿記生成史』白桃書房。
- [2011] 「ダティ—ニ商会における経営組織の発展過程に関する一考察—コンパニ—ア結成契約書の分析

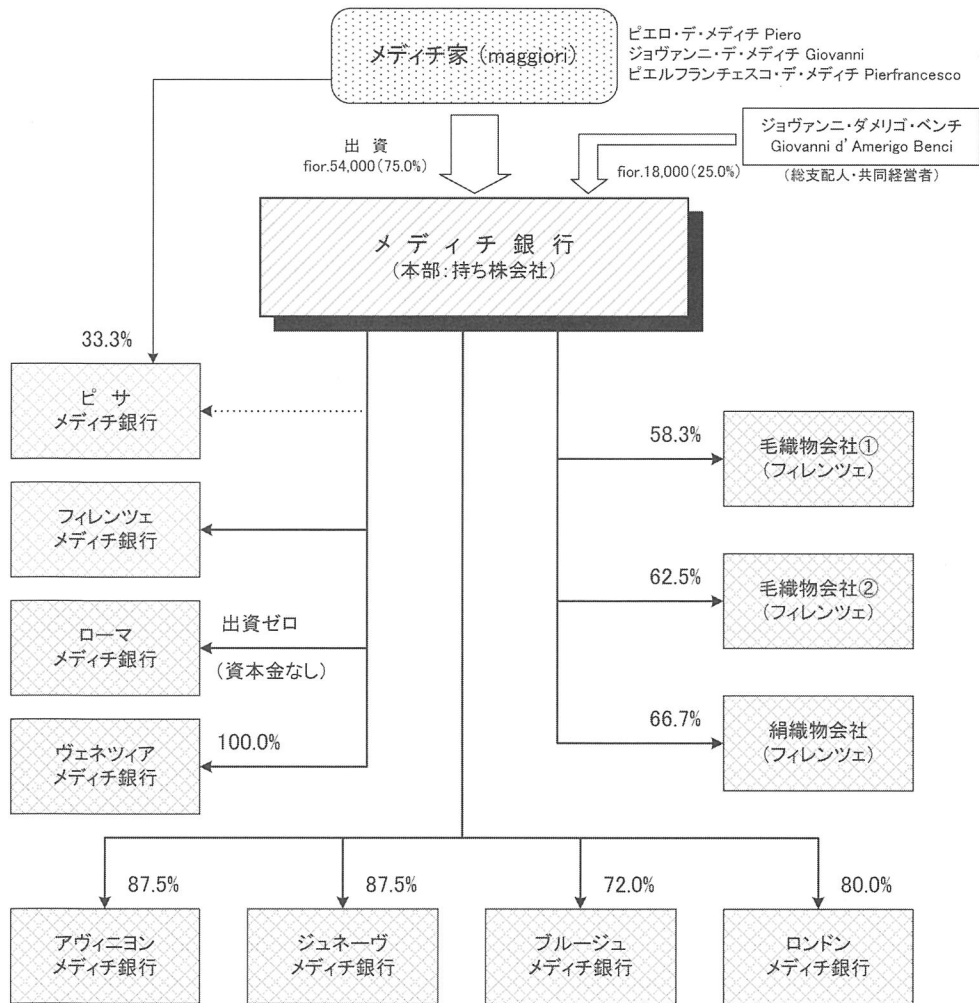
から一』『経研論集』第27号。

藤沢道郎 [2001] 『メディチ家はなぜ栄えたか』 講談社選書メチエ。

森田義之 [1999] 『メディチ家』 講談社現代新書。

ヤーコブ・ブルクハルト (新井靖一訳) [2007] 『イタリア・ルネサンスの文化』 筑摩書房。

資料1 メディチ銀行の経営組織 (1451年)



出所: De Roover [1963] p. 67より作成。

各拠点及び各織物会社の百分比は、1451年3月25日現在のメディチ銀行本部組織による出資比率を示す。ピサ・メディチ銀行については、メディチ銀行から出資した記録はなく、メディチ家から直接出資が行われたものと考えられる。

資料2 ブルージュ・メディチ銀行のコンパニーア結成契約書 (1455年)

出所：ASF, MAP, Filza n. 84, doc. 26, c. 55; De Roover [1970] pp. 547-550.

† Al nome di Dio

a dí 25 di luglio 1455 in Firenze

Sia noto a qualunque persona che questa scritta vedrà o udirà leggere come questo di sopradetto col nome di Dio e di buona ventura Piero e Giovanni di Coximo de' Medici e Piero Franciescho di Lorenzo de' Medici, Gierozzo di Iachopo de' Pigli e Angniolo di Iachopo Tani ànno fatto insieme e creata conpangnia per trafichare nella villa di Bruggia in Fiandra di merchatantia e chanbi come parrà al detto Angniolo di Iachopo Tani, il quale debbe esere al ghoverno di detta conpangnia, e per tempo d'anni quattro, i quali col nome di Dio cominciare debono a dí 25 di marzo 1456 e finire a dí 24 di marzo 1459[1460], co' patti, convenzioni e modi che appresso si farà menzione, e prima:

Che il nome di detta conpangnia debba dire, durante il detto tempo d'anni quattro, Piero di Coximo de' Medici e Gierozzo de' Pigli e chonpagni, con fare questo sengnio, il quale debbe rimanere a detti Piero, Giovanni e Pierfranciescho de' Medici al fine della detta conpangnia.

Debbano detti Piero de' Medici, Pigli e Angniolo Tani mettere e farvi tenere in detta conpangnia per lo chorpo, durante il detto tempo d'anni quattro, lire tremila di grossi, moneta di Fiandra, cioè detti Piero, Giovanni e Pierfranciescho de' Medici debano mettere lire mille noveciento di grossi, Gierozzo de'

† 神の名において、

1455年7月25日、フィレンツェにて

コジモ・デ・メディチの息子ピエロとジョヴァンニ、ロレンツォ・デ・メディチの息子ピエロ・フランチェスコ、ヤコボ・デ・ピーリの息子ジェロツォ、及びヤコボ・ターニの息子アニーロは、上述の日付において、神の名において、共同で活動することとし、フランドルのブルージュにおいて、商品売買及び両替によって商いを行うことを目的としてコンパニーアを設立したことを、幸運にも本書面を目にし、あるいは耳にするいかなる者に対しても、明らかにするものである。商業活動は、上述のヤコボ・ターニの息子アニーロが最良と思える方法にて行うこととし、以下に述べる条項、協約、規定に従い、1456年3月25日に始まり1460年3月24日に終わるまでの4年の期間に亘り彼が当コンパニーアの統治に当たるものとする。

まず、

1. 当コンパニーアの名称は、上記4年の期間に亘り、「Piero di Coximo de' Medici e Gierozzo de' Pigli e chonpagni」とし、次のマーク（商標）を付さなければならない〔商標は省略〕。このマーク（の所有権）は、当コンパニーアの終結（解散）時には上述のメディチ家のピエロ、ジョヴァンニ、ピエルフランチェスコに属するものとする。

2. (上記) 4年間に亘り、資本として当コンパニーアに、上述のピエロ・デ・メディチ、ピーリ及びアンジェロ・ターニは、フランドル通貨で3,000リラを拠出し、維持しなければならない。すなわち、上述のメディチ家のピエロ、ジョヴァンニ、ピエルフランチェスコが1,900リラ、ジェロツォ・デ・ピーリが600リラ、アニーロ・ターニが500リラ

Pigli lire seicento di grossi e Angniolo Tani lire cinquecento di grossi oltre alla sua persona, la quale sia tenuto e debba esercitare e stare fermo a Bruggia e nel paese bene e fedelmente in tutte quelle chose che vedrà e intenderà essere honore, hutile e bene di detta compagnia come si richiede a buon huxo di merchatanti e che per detti Medici e Pigli gli sarà hordinato o connesso, esercitandosi in merchatantie leali, contratti e chanbi e honesti, la quale sonna di lire tre mila di grossi di Fiandra si debba essere messa per ciaschuno di detti conpangni, per la rata come apar di sopra, immediate al chominciare di detta compagnia; e da ora si dicie che valere se ne possa il detto Angnolo, ghovoernatore di detta compagnia per detto tempo, del mobile che si troverà in mano della chonpangnia che al presente dura, la quale debba finire a di 24 di marzo 1455 proxima a venire. Achadendo che detti conpangni e alchuno d'essi non fornissi di mettere in chorpo di compagnia la soma di sopra si dicie, quell tale o tali sieno tenuti rifare la chonpangnia a ragione di 15 per ciento a chapo d'anni fino che interamente arà messo la sonna detta.

E sono d'achordo che l'utile che Iddio per suo grazia conciederà si debbano partire in questo modo, cioè a Piero, Giovanni e Pierfrancesco de' Medici soldi 12 per lira, a Gierozzo de' Pigli soldi 4 per lira, e a Angniolo Tani soldi 4 per lira, e in detto modo si debba partire se danno vi fussi, di che Iddio ghuardi, inteso che i detti hutili si debbano partire a ogni volontà e richiesta de' detti Medici e Pigli; e altrimenti che per via di dividere non possano i detti conpangni trarre, o alchuno di loro, niente di capitale o utile di

を、自らの労働力の提供に加えて抛出しなければならない。労働力の提供は、ブルージュあるいはその近郊において居住することによって行われなければならない。当コンパニーアにとって名誉であり有用であり利益となると見て理解したすべての事項において、商業取引上のよい慣習の要請に従って行われなければならない。また、合法的な商業活動、契約、交換取引に従事するに当たり、上述のメディチ家及びピーリが発する命令や要請に従わなければならない。上述のフランドル通貨3,000リラについては、上記の通り当コンパニーアの構成員に割当てた金額を、当コンパニーアが開始されるまでに至急抛出しなければならない。現時点より、上述のアニョーロは、当コンパニーアの支配人として、当該期間において、来る1455年3月24日に期間満了を迎えるコンパニーアにある財産を利用することができるものとする。仮に（当コンパニーアの）構成員のすべてあるいは各人が、上記の通り決定したコンパニーアへの資本抛出を行わなかった場合は、当該資本が抛出されるまでの間、抛出すべき金額に対して年率15%の金額をコンパニーアに対して補償しなければならない。

3. 神が寛大にも与え給うであろう利益は、次の方法によって分配しなければならない。すなわち、メディチ家のピエロ、ジョヴァンニ、ピエルフランチェスコには1リラにつき12ソルディを、ジェロツォ・デ・ピーリには1リラにつき4ソルディを、アンジェロ・ターニには1リラにつき4ソルディを分配し、神が怖れる損失が生じた場合も、同様の方法にて負担する。こうした利益の分配は、メディチ家及びピーリが望み要請した際に行われなければならないものとし、この利益分配以外に、（コンパニーアの）構成員のいかなる者も、上記4年間に亘り、

detta compagnia durante il detto tempo d'anni quattro, e quale di loro contrafaciessi sia tenuto e debba ristorare la compagnia a ragione di 15 per cento a capo d'anno, ecietto che Angniolo sia tenuto trarre per sua spese necessarie lire 20 di grossi per anno.

Anchora non possa detto Angniolo né debba per la detta compagnia credere robe né alcuna merchatantia o altre coxe né eziandio prestare danari o dare a cambio a alcuno che non sia merchatante o arteficie, e a quelli merchatanti e artefici credere discretamente la quantità secondo la qualità e condizione loro, avendo sempre buono riguardo a chi, come e quanto; ed eziandio non possa fare cambio a credenza per Chorte di Roma o altra parte con signori temporali o spirituali, prelati, preti, cherici o ufficiali senza licenza di detti Medici e Pigli o quale sia di loro, aparendo tale licenza per scrittura; e contrafaciendo s'intende essere sopra di lui e a suo conto andare ogni danno ne seguissi, e più lire 25 di grossi di pena per pagare alla detta compagnia per ogni volta che contrafaciessi, ed esendovi hutile, s'intenda essere di detta compagnia, chagiando nella detta pena nondimeno.

E anchora non possa né debba ditto Angniolo per la detta compagnia pigliare gravezza da alcuno merchatante o altra persona di che stato, nazione o condizione si sia, né a quelli mandare mobile, fuori delle compagnie di detti Medici senza licenza spressa di detti Medici e Pigli o quale sia di loro, aparendo tale licenza per scrittura, co' quali detto Angniolo se ne debba intendere alla giornata per lettera o per richordo che secho n'aporatassi; e quando a questo contrafaciessi s'intenda andare sopra

capitali o altri beneficii, e non debba per la detta compagnia credere robe né alcuna merchatantia o altre coxe né eziandio prestare danari o dare a cambio a alcuno che non sia merchatante o arteficie, e a quelli merchatanti e artefici credere discretamente la quantità secondo la qualità e condizione loro, avendo sempre buono riguardo a chi, come e quanto; ed eziandio non possa fare cambio a credenza per Chorte di Roma o altra parte con signori temporali o spirituali, prelati, preti, cherici o ufficiali senza licenza di detti Medici e Pigli o quale sia di loro, aparendo tale licenza per scrittura; e contrafaciendo s'intende essere sopra di lui e a suo conto andare ogni danno ne seguissi, e più lire 25 di grossi di pena per pagare alla detta compagnia per ogni volta che contrafaciessi, ed esendovi hutile, s'intenda essere di detta compagnia, chagiando nella detta pena nondimeno.

4. 更にアニョーロは、コンパニーアのために、財産、商品、あるいはその他のものを、商人または職人ではない者に委託してはならない。同様に、金銭の貸付や交換に応じてはならない。商人または職人に対しては、誰に、どのように、いくらと常によく見ながら、彼らの性格や状態に応じて、慎重に考慮した取引量を委託しなければならない。また同様に、ローマの法王庁や他の地の世俗的な君主、教会関係者、高位聖職者、司祭、牧師、メディチ及びピーリによる許可のない官吏、あるいは書面による許可を持たない者に対して、信用に基づいた両替を行ってはならない。これに背いた場合は、それに伴って発生する損失を彼（アニョーロ）に直接あるいは彼の勘定に負担させ、その度にコンパニーアに罰金として25リラを払うこととする。仮に利益が生じた場合は、その利益はコンパニーアのものとするが、それにもかかわらず（アニョーロは）上述の罰金を払わなければならないものとする。

5. 更に、アニョーロは、コンパニーアに対して、どのような地位、国籍、状況の者であれ、いかなる商人あるいはその他の人物からの債務を負わせてはならない。また、メディチ家及びピーリの許可なくして、メディチ家以外の者に対して、資産を譲渡してはならない。そうした許可は書面によるものとし、アニョーロが持参する手紙あるいはメモによって報告しなければならない。これに背いた場合は、その後発生する損失のすべてをアニョーロが負うものとし、あらゆる利益はコンパニーアのものとする。また、これに加え、（この決まりに）背く度に

di lui proprio ongni danno che ne seghuissi, e ongni hutile debba essere di detta compagnia, e oltre a ciò chaggia in pena per ongni volta che chontrafaciessi di lire cinquanta di grossi a paghare a detta compagnia.

Promette e hobrighasi detto Angniolo per sé proprio non fare né fare in suo nome né sotto nomi d'altri, rette e indirette, nella villa di Bruggia né in altro luogho, alchuna merchatantia, traficho, chanbio o chonpangnia per modo alchuno, sotto la pena di lire ci[n]quanta di grossi per ongni volta, a paghare alla detta compagnia, e oltre a ciò consengniare alla detta compagnia ongni hutilità che ne faciessi o avessi fatto, ed esendovi danno s'intenda essere di lui proprio insieme con la pena.

Anchora promette e hobrighasi detto Angniolo di non giuchare né fare giuchare, durante il tempo della detta compagnia, a alchuno giuochio di zara o di charte, con dadi o chon altro, sotto la pena di lire ciento di grossi per ongni volta, a paghare a detta compagnia, e oltre a ciò consengniare ogni vincita a detta compagnia e ongni perdita a ssé proprio insieme colla pena di dette lire ciento di grossi; e oltre a questo s'intenda avere perduto l'aviamento e essere fuori della compagnia, e sotto la detta pena e progiudico s'intenda essere inchorso hongni volta che tenessi femina alchuna a suo posta e a sue spese.

Debbe detto Angniolo mandare ongni anno una volta nel dí 24 di marzo a Firenze a detti Medici e Pigli i chonti saldi e bilancio come si chostuma; e anchora se infra l'anno li dimandasino, o quale sia di loro, sia tenuto e debbe mandarli, e al fine di detta compagnia

(アニョーロは) 罰金として50リラを支払うものとする。

6. アニョーロは、自分自身のために、自らの名及び他の者の名において、ブルージュ及びその他の地において、直接的及び間接的に、あらゆる商業活動、交易、交換取引を行なわず、いかなる方法にてもそうした活動に加わらないことを約束し、それを義務として認識する。(これに背いた場合は) 罰金としてコンパニーアに50リラを支払うものとし、これに加え、得る利益あるいは既に得た利益はコンパニーアのものとし、損失が発生した場合は、罰金とともにアニョーロが負うものとする。

7. 更に、アニョーロは、当該コンパニーアの存続期間中、サイコロやその他のものを用いたザーラ(3つのサイコロを用いた賭博)あるいはカードによる遊戯を一切行ったり、行わせたりしてはならないことを約束し、それを義務として認識する。(これに背いた場合は) 罰金としてコンパニーアに毎回100リラを支払うものとし、これに加え、(賭博、ゲームで得た)賞金はコンパニーアのものとし、損失が発生した場合は、上述の100リラの罰金とともにアニョーロが負うものとする。更に、アニョーロは信頼を失い、コンパニーアから退出する(追放される)ものとする。また、自らの場所に自らの費用であつても女性を受け入れた場合は、同様の処罰を受けるものとする。

8. アニョーロは、慣例に従い、毎年1回3月24日に、フィレンツェのメディチ及びピーリに、勘定残高及びピランチオを送らなければならない。また、1年のうちで彼らのいずれかが望んだ場合には、(同様に勘定残高及びピランチオを)送らなければならない。当該コンパニーアの終結(期間満了)時、あるいは必

promette e obrighasi di venire personalmente a Firenze a rendere buono, iusto e leale conto, in chaxo che bixongni o che per lettera di detti Medici e Pigli, o quale sia di loro ne sia richiesto.

Al fine di detta compagnia debba rimanere a detti Medici e Pigli la chaxa e fondaco dove fussi abitato o abitassi detto Agnolo, ed eziandio libri, lettere e tutte altre scritture con patto di doverle mostrarle e lasciarle vedere a detto Angniolo hongni volta che n'avessi bixongno, similmente tutti i crediti che si trovasino al fine di detta compagnia si debbano consengniare a detti Medici e Pigli, e, per quella quantità che montano, trarre della detta compagnia, restando loro hobrighati di paghare e chontentare tutti que' tali creditori.

Non possa né debba detto Angniolo torre alchuno giovane o fattore a salaro o altrimenti, senza licienza di detti Medici e Pigli, o quale sia di loro, aparendo tale licienza per scrittura, con questo patto che a' giovani che avessino o saranno partecipi non sia lecito di pigliare danari per loro bixongni piú di quello può montare il salaro loro, rimanendo di ciò hobrighato detto Angniolo.

E quantunche la detta compagnia sia fatta per anni quattro come apare, sono d'achordo che abbi fine e che finire debba davanti il detto tempo a piacere e volontà di detti Medici e Pigli; e quando pure duri il tempo di detti anni 4 e alchuno de' sopradetti compangni non volessi piú seghuire, lo debbe avere detto mesi 6 davanti il fine di detti anni 4; e detto Angniolo sia hobrighato, dipoi il fine di detta compagnia, stare personalmente a Bruggia, bixongniando, fino a mesi 6 per sbrattare e rechare al netto la

aya che si sia, Medici e Pigli che per lettera di detti Medici e Pigli, o quale sia di loro ne sia richiesto. 要が生じた場合、メディチ家及びピーリが手紙にて要請した場合には、アニーロは直接フィレンツェに赴き、適切に、正しく、誠実に説明（会計報告）を行うことを約束し、これを義務として認識する。

9. 当該コンパニーアの終結（期間満了）時には、アニーロが居住している、あるいは居住していた家及び商館は、メディチ家及びピーリのものであり、規定によりアニーロが必要とする度にアニーロに示し、見せることが許された本、手紙、その他のすべての書類も（メディチ家及びピーリに）戻されなければならない。同様に、コンパニーア終結時の債務残高はメディチ家及びピーリに引き継がれ、計算されるすべての金額について、同コンパニーアから、すべての債権者に対して支払い満足させる義務を彼らが負わなければならない。

10. アニーロは、メディチ家及びピーリ、あるいはそのどちらかの書面による許可なく、俸給を支払ういかなるジョヴァネ（小僧、助手）もファットーレ（幹部）も採用することはできず、そうしてはならない。採用された、あるいは採用される予定のジョヴァネは、彼らが必要としても俸給額以上の金銭を（コンパニーアから）引き出すことはできず、この点（を遵守すること）についてアニーロは義務を負う。

11. 当該コンパニーアは、既述の通り4年間の存続期間により設立されたが、メディチ及びピーリの意向と意思により、満了期間以前に終結する、あるいは終結しなければならないことに同意する。仮にコンパニーアが4年間存続し、上述のパートナーの各人が、その後の（コンパニーアへの参加の）継続を望まない場合は、4年が経過する6ヶ月前にその旨を告げなければならない。アニーロは、コンパニーアの終結後、必要に応じて最大6ヶ月間ブルージュに止まり、コンパニーアの整理、精算を行わなければならない。これに係る経費は支払われる

detta compagnia a spese d'essa e senza altro salario o provedigione.

E durento il tempo della detta compagnia non può né debbe detto Angniolo uscire del paese di Fiandra né per Fiandra andare se non per bixongni o faciando d'essa compagnia senza licienza d'essi Medici e Pigli, o qual sia di loro, aparendo la licienza per scrittura; ecietto che [a] llui sia lecito andare alla fiera d'Anversa, di Bergha, a Midelborgho, Chalese, e sino a Londra quando bixongni; e chontrafaciendo s'intenda andare e tornare a ongni sua spesa e pericholo e sopra di lui sia ongni progiudicio e danno che per tale andata o partita ne seghuissi o potessi seghuire alla detta compagnia.

Non possa né debba detto Angniolo fare inciette per la detta compagnia in lane o panni del paese o d'Inghilterra che passi la sonma di lire seciento di grossi per anno, tra l'una coxa e l'altra, senza licienza di detti Medici e Pigli, o d'uno di loro, aparendo ta' licienza per lettera di loro mano.

Sono anchora d'achordo con detto Angniolo che di tutti lane, panni o altre merchatantie che achaggia navichare per qualunque parte si sia per conto della detta compagnia, che ne pigli o facci pigliare la sichurtà interamente, in su qualunque navilio si charichassi, ecietto che quando charichassi su ghalee fiorentine o viniziane li sia lecito e possa chorrere rischio in su ciasuchuna ghalea di lire sesanta di grossi e non piú; e a questo contrafaciendo e danno ne seghuissi, che sia sopra di lui e lla chonpangnia i'niente ne senta, e di quello achadessi mandare per via di terra, si rimette nella sua discrezione che nne pigli o non pigli la sichurtà sechondo a llui pare,

が、その他の俸給や手当ては支払われない。

12. アニョーロは、当コンパニーアの存続する間、メディチ及びピーリ、あるいはそのいずれかの書面による許可なく、コンパニーアの必要あるいは業務により、フランドル地域より外へ出ることも、フランドル周辺を往来することもできず、それを行ってはならない。(但し)業務上の必要により、アントワープ、ベルヘン・オブ・ゾーム、ミデルブルグ、カレー、そしてロンドンの市まで赴くことが許された場合は除く。これに背いて場合は、(ブルージュと目的地間の)往復のすべての費用と危険はアニョーロが負担することとし、コンパニーアにもたらされる、あるいはもたらせうるあらゆる損失と損害も、アニョーロが責任を負うものとする。

13. アニョーロは、コンパニーアのために、フランドルあるいはイングランドの羊毛あるいは毛織物を、メディチ及びピーリ、あるいはそのいずれかの直筆の書面による許可なくして、両方合わせて一年につき600リラ以上を買い占めることはできず、それを行ってはならない。

14. また、コンパニーアの勘定にていかなる地域へ海上輸送するすべての羊毛、毛織物、あるいはその他の商品について、いかなる船にそれらを積載しようとも、そのすべてを対象として保険を掛ける、あるいは掛けさせることをアニョーロとともに同意する。(但し)フィレンツェあるいはヴェネツィアのガレー船にて輸送する場合は、各ガレー船当り60リラまでリスクを負う(保険を掛けない)ことできるものとする。これに背いた場合は、それによってもたらされる損失はアニョーロが負担し、コンパニーアは負わない。陸上輸送する場合は、保険を掛けるか掛けないかは、アニョーロの判断により自由を選択できるものとするが、商品の現金価値に照らして、一回の輸送につき300リラを超えてリスクを負わな

non aventurando però oltre alla sonma di lire treciento di grossi per volta, intendendo contanti per merchatantie.

Anchora sono d'achordo che detto Angniolo non possa né debba fare alcuna sichurtà in mare né in terra né alchuna schonmessa o mettere alchuno pengnio di nesuna ragione o trovarsi achustemente [sic] per conto della detta conpangnia né per se proprio né farle fare a altri, sotto la pena di lire venticinque di grossi per ogni volta, ed eziandio ongni danno ne seghuissi sia sopra di lui proprio, e ongni hutile sia e debba esere della detta conpangnia.

E sono d'achordo che qualunque dono fussi fatto a detto Angniolo da qualunque persona, durante la detta conpangnia, che sia o fussi di valuta lire una grossi o piú, che llo debba consengnare a detta conpangnia; e non lo facendo, si possa e debba mettere a suo conto proprio, intendendo cosí dono di danaro come d'altra coxa.

E promette detto Angniolo di non hobrighare la detta conpangnia per suo' fatti proprii né per se né per alchuno suo parente o amicho senza licenza di detti Medici e Pigli, o qual sia di loro, aparendo ta' licienza per scrittura; e quando contrafaciessi, ne debba rifare la chonpangnia d'ongni gravezza e danno che ne seghuissi, e oltre a ccio s'intenda chadere in pena di lire ciento di grossi per ongni volta, a paghare alla detta conpangnia.

Anchora promette detto Angniolo di non fare coxa che sia contro agli ordini e statuti del paese per le quali inchorressi in pene, pericholo o pregiudicio; e quando le faciessi, s'intenda andare a suo conto proprio ongni danno, pena

いものとする。

15. 更に、アニーロは、海上であれ陸上であれ、いかなる保険を引き受けたり、賭を行ったり、資産を抵当にいれたり、あるいは自らのため、他の者のためにコンパニーアを保証人としたりすることはできず、そのようにしてはならないことを同意する。(これに背いた場合は) 毎回55リラの罰金を支払うものとし、同様に、これによって生じる損失はアニーロが負担し、いかなる利益が生じた場合も、コンパニーアのものとする。

16. コンパニーアの存続期間中、アニーロに対する1リラ以上の価値のある、あるいは価値があると思われる贈り物は、いかなるものであれコンパニーアに引き渡すことに同意する。これに従わない場合、アニーロ自身の勘定に請求する。それが現金であっても、他の物と同様に対象とする。

17. アニーロは、自分自身、あるいはあらゆる親族、友人のために、メディチ及びピーリ、あるいはそのいずれかの書面による許可なくして、コンパニーアの業務を強制させてはならない。これに背いた場合は、それによって引き起こされるコンパニーアが負うあらゆる負担及び損失を元に戻し、これに加え、罰金として毎回100リラをコンパニーアに支払うものとする。

18. 更に、アニーロは、罰金や危険、損害を被るような(フランドルの)国の規則や法規に反することを行わないことを約束する。もし行った場合は、これによって被る、あるいは被ったあらゆる損失、罰金、損害はアニーロが負うものとする。

e pregiudicio in che se ne inchorresse o fossi inchorso.

E quando la detta compangnia sarà finita [non] debba né possa detto Angniolo fare né intraprendere cosa alcuna di nuovo per la detta compangnia, ma solamente debba attendere a sbrattare e tirare la ragione a netto per potere saldare, paghare chi avere dovessi, rendere il chorpo a tutti detti compangni, e appresso li utili vi fussino, per la rata come in questa si fa menzione, che Iddio ne choncieda buona ventura.

Tutte le sopradette coxe con detti patti, convenzioni e modi promettono i sopradetti *compangni* l'uno e l'altro ed e converso bene e diligentemente hoservare a buono huxo di merchatante, hobrighandosi loro e loro rede e beni presenti e future, mobili e immobili, sottomettendosi a ongni corte, ufficio eclesiastico o secholare, espressamente a' Sei della Merchatantia di Firenze, ed eziandio sottomettendosi il detto Angniolo in qualunque altra parte del mondo, così alla loya di Bruggia come alla chorte di Londra, Vinegia, Gienova o che altra città, chastello, provincia o rengnio del mondo dove convenire lo volessino o fare convenire; renu[n]ziando a ongni beneficio, legge, statute e franchigia che per loro o per lui si potessi alleghare in suo favore.

Per chiarezza e fede delle quali cose io Angniolo di Iachopo Tani sopradetto, di volontà e chonsentimento di tutti i soprannominati compangni, ò fatto la presente scritta di mia propria mano, la quale sarà sottoscritto di mano degli altri nominate, in Firenze questo di, mese e anno soprascritto.

19. コンパニーアが終結しようとしている時、アニョーロはいかなるものであれ新しいことを始めることはできず、そうしてはならない。残高確定（決算）を可能にするために、勘定の明確な整理だけをしなければならない。また、支払いを受けるべき者（債権者）には支払い、資本はすべてのパートナーに返還し、その後、神が幸運にも与え給う利益は、この契約で定められた比率に従って分配しなければならない。

条項、協約、規定を含む上述のすべての事項につき、前述のパートナー一同は、お互いにこれを遵守することを約束し、また、（お互いに）正しく勤勉に商業上の良き習慣に従っているかを確認し、（これに背いた場合は）自ら及び自らの相続人、現在及び将来の財産、動産及び不動産を担保として、裁判所、聖界・俗界の機関、そしてもちろんフィレンツェの商業法廷6人委員会に従うものとする。同様に、アニョーロは、彼が来るように要請され、あるいは強制される世界のいかなる場所であっても、ロンドン、ヴェネツィア、ジェノヴァ、あるいは他の都市、城、王国の裁判所と同様、ブルージュの法令に従うものとし、（これに背いた場合は）アニョーロあるいはパートナー一同によってアニョーロのために付与されるいかなる恩典、法律、法令、免除について放棄するものとする。

これらの事項を明らかにし、忠誠を示すため、私、ヤコポ・ターニの息子アニョーロは、上述のパートナーの意思と同意をもって、当書面を自らの手で作成し、上述のこの月日、フィレンツェにおいて、パートナー一同の署名を受けるものとする。

Io Piero di Cosimo de' Medici per me e in vece e nome di Giovanni, mio fratello, e di Pierfrancesco di Lorenzo de' Medici, compagni alla sopradecta compagnia, sono contento e promettono osservare quando [sic] nella presente scripta si contiene; a chiarezza di ciò me sono sottoscritto di mia propria mano questo di 2 d'aghosto 1455 in Firenze.

Io Angniolo di Iachopo Tani prometto osservare quanto di sopra è scritto e però mi sono sottoscritto qui di mia propria mano questo di 2 d'aghosto 1455.

Io Gierozo de' Pigli sono contento e prometto osservare quanto in questa scritta si contiene e mi sono sottoscritto di propria mano questo di 2 d'aghosto 1455 in Firenze.

私、コジモ・デ・メディチの息子ピエロは、私及び私の兄弟ジョヴァンニ、及びロレンツォ・デ・メディチの息子ピエルフランチェスコの代わりにその名において、上述のコンパニニアに加わり、ここに含まれる記載文言に満足し、これを遵守することを約束し、これを明らかにするために、この1455年8月2日フィレンツェにおいて、自らの手で署名する。

私、ヤコボ・ターニの息子アニーロは、上記に記載の事項を遵守することを約束し、この1455年8月2日、ここに自らの手で署名する。

私、ジェロツォ・デ・ピーリは、上記に記載の事項に満足し、これを遵守することを約束し、この1455年8月2日フィレンツェにおいて、自らの手で署名する。